

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(當日は、
日曜日は、
日曜日の翌
日とする)

目次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 土木出張所（第一百五十五条・第一百五十六条）」を「第

一款 土木出張所（第一百五十五条・第一百五十六条）
二款 治水ダム建設事務所（第一百五十六条の二・第一百五十六条の四）」に

改める。

第十条予防課の項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の施行に関する事

第十三条管理課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 土木出張所に関する事

第十三条道路課の項第五号中「道路手」を「道路技手」に改める。

第十三条砂防課の項に次の一号を加える。

六 治水ダム建設事務所に関する事

第三十二条中「県職員及び市町村職員」を「県、市町村及び地方公共団体の組合の職員」に改める。

第七十三条第二項保健予防課の項中第九号を第十号とし、第七号及び第八号を一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 栄養士法の施行に関する事

第一百五十六条第二項工務第一課の項第四号中「道路手」を「道路技手」に改め、同条に次の一項を加える。

三 郡家土木出張所の各課の分掌事務は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する各課の分掌事務から第一百五十六条の三に規定する治水ダム建設事務所を除いたものとする。

第四章第六節第一款の次に次の一款を加える。

第二款 治水ダム建設事務所

（設置）

第一百五十六条の二 治水ダム建設事務所を次のとおり置く。

名 称 位 置

鳥取県尾際治水ダム建設事務所 八頭郡佐治村

(分掌事務)

第百五十六条の三 治水ダム建設事務所は、治水ダムの建設に係る次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 工事の調査設計に関すること。
- 二 工事の施行及び監督に関すること。
- 三 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
- 四 工事に係る損害の賠償及び補償に関すること。
- 五 不動産の登記に関すること。
- 六 庶務に関すること。

(内部組織)

第百五十六条の四 治水ダム建設事務所に庶務係及び工務係を置く。

附 則

この規則は、昭和四十二年七月十六日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

土木出張所	土木出張所	尾際治水ダム建設事務所
所長	所長	所長
課長	課長	課長
係長 主任	係長 主任	係長 主任
一般吏 の職	一般吏 の職	一般吏 の職

を に

改める。

附 則

この規則は、昭和四十二年七月十六日から施行する。

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年七月十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中

その他の機関	公用自動車の運転	人事委員会が別に定める区域
尾際治水ダム 建設事務所	調査、設計、工事の施行、監督、用地等の取得、地上物件の移転、賠償補償、登記又は公用自動車の運転	八頭郡の区域
その他の機関	公用自動車の運転	人事委員会が別に定める区域

改める。

附 則

この規則は、昭和四十二年七月十六日から施行する。

を に